

No.6 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

No.6-1 平成30年9月11日 第1回理事会

No.6-2 平成30年9月28日 第2回理事会

No.6-3 平成30年9月28日 第1回評議員会

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体

第1回臨時評議員会議事録

1. 日時 平成30年9月28日(金) 午後6時30分—8時

2. 場所 大阪府大阪市

会議室

3. 出席評議員

評議員 中野秀男、堀井良殷、三木秀夫 (敬称略)

4. 出席役員 理事 出口正之、金井宏実、池内啓三

出席監事 島田牧子

5. 内容

理事長から評議員全員の出席を確認し、開会を宣言した。
互選に基づき、堀井評議員が議長となり、審議を開始した。

1. 第1号議案 定款変更の案 について審議の結果、全員一致で可決された。

2. 第2号議案 停止条件付で変更される定款第19条に基づいて会計監査人の選任をおこなった。

会計監査人の選任については一般社団法人財団法一般法第177条で読み替える第73条で、「監事設置一般社団法人においては、社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。」とあることから、島田監事から会計監査人の公募、理事会での選定、面接を行った経緯の説明があり、ひびき監査法人を候補として決定した説

明があった。審議の結果、全員一致でひびき監査法人を指定活用団体に指定された後の一般財団法人大阪休眠預金等活用団体の会計監査人として、当該指定された日を停止条件として変更された定款に基づき会計監査人の登記をした日に就任することを決定した。

3. 第3号議案 指定後監事選任の件

候補者のこれまでの略歴選任理由が示され、審議の結果、原案通り、全員一致で、久保井一匡の指定されることを停止条件として選任した。

4. 第4号議案 指定後評議員の選任の件。

理事から原案に基づき、指定後の評議員候補につき一人ずつ略歴及び選任理由の説明があり、それぞれ審議の結果、指定されることを停止条件として、それぞれ全員一致で選任した。

秋山孝二、岩永清滋、大貫 一、尾上選哉、柏木登起、崎元利樹、野村卓也、橋本 正洋、原 丈人、開 ■■■■■ 梨香、藤井秀樹の各氏が選任された。

第4号議案 役員及び評議員の報酬等に関する規程に関する件

原案通り可決した。なお、今後各書類の軽微な変更については議長に一任することとなった。

5. 第5号議案 役員及び評議員の報酬等に関する規程に関する件

原案に基づき、審議した結果、全員一致で賛成し可決した。

以上を以て議事が終了したので議長は閉会を宣し、定款第25条第2項の定めにしたがい、議長と出席評議員が記名捺印をすることとなった。

また、再度、下記に相当することを評議員全員で確認した。

当法人の評議員の構成が、以下の要件に該当し、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

(1) 各評議員について、当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族等である評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないこと。

(2) 他の同一の団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。

(3) 職員が特定の団体の出身者に偏らないこと。

また、下記に該当しないことを評議員全員で確認した。

評議員のうちに次のいずれかに該当する者がいる団体

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(2) この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の欠格事由に相当する者

以上

平成30年9月28日

(議長) 氏名 堀井 良殷

氏名 三木 秀夫

原本に相違ありません。

平成 30 年 9 月 28 日

一般財団法人 人民都大阪 休眠預金等活用団体

第 2 回理事会

議事録

1. 日時 平成 30 年 9 月 28 日 (金) 午後 4 時 - 6 時 20 分
2. 場所 大阪府大阪市 [REDACTED]
3. 出席者
理事長 出口正之 理事 池内啓三、金井宏実
監事 島田牧子

4. 内容

【開会】理事長より、本理事会は理事 3 名のうち 3 名が出席しているので有効に成立したことを宣言した。

内閣府へ指定活用団体申請に当たって理事会での決定すべき内容が含まれていることから審議を行った。

第 1 号議案 業務実施計画書に関する件

原案通り全員一致で可決した。

第 2 号議案 準備行為実施計画書に関する件

原案通り全員一致で可決した。

第 3 号議案 民間公益活動促進業務規程の案に関する件

原案通り全員一致で可決した。

第 4 号議案 評議員会の運営に関する細則

原案通り全員一致で可決した。

第 5 号議案 理事会の運営に関する細則

原案通り全員一致で可決した。

第 6 号議案 職員の給与等に関する規程に関する件に関する件

原案通り全員一致で可決した。

- 第7号議案 理事の職務権限に関する規程
原案通り全員一致で可決した。
- 第8号議案 倫理に関する規程に関する件
原案通り全員一致で可決した。
- 第9号議案 コンプライアンスに関する規程に関する件
原案通り全員一致で可決した。
- 第10号議案 公益通報者保護に関する規程に関する件
原案通り全員一致で可決した。
- 第11号議案 情報公開に関する規程に関する件
原案通り全員一致で可決した。
- 第12号議案 文書管理に関する件
原案通り全員一致で可決した。
- 第13号議案 リスク管理に関する規程
原案通り全員一致で可決した。
- 第14号議案 監事の監査に関する規程
原案通り全員一致で可決した。
- 第15号議案 経理に関する規程
原案通り全員一致で可決した。
- 第16号議案 組織に関する規程
原案通り全員一致で可決した。
- 第17号議案 契約に関する規程
原案通り全員一致で可決した。
- 第18号議案 評議員及び役職員と資金分配団体及び民間公益活動を行う団体等の関係規則に関する件
原案通り全員一致で可決した。

第 19 号議案

指定後の重要な使用人選任の件

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条 4 項第 3 号で決定を業務執行理事に委任できないとされている重要な使用人の選任について以下の 2 名について審議をした。

事務総長 出口正之

事務局長 五藤勝三

以上のうち 事務総長については理事長が、五藤勝三については池内理事が特別の利害関係があるものとして審議を回避した。結果、事務総長については池内理事、金井理事の二名の賛成で可決した。

事務局長については 出口理事長、金井理事の賛成で可決した。

第 20 号議案

評議員及び役職員と資金分配団体及び民間公益活動を行う団体等の関係規則に関する件

原案通り全員一致で可決した。

第 21 号議案

休眠預金等活用の指定活用団体として申請する申請書に関する件

申請書については、一部、評議員会で決定すべき事項があることから、評議員会の決定を停止条件として原案を認める提案がなされた。

原案通り全員一致で可決した。

なお、以上の決定事項に関連して内閣府より法令に基づく補正及び字句修正その他の軽微な変更の必要のあるときには理事長に一任することになった。

また、再度、下記に相当することを役員全員で確認した。

指定活用団体に指定された後の当法人の役員又は職員の構成が、以下の要件に該当し、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

(1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないこと (監事についても同様)。

(2) 他の同一の団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないこと (監事についても同様)。

(3) 職員が特定の団体の出身者に偏らないこと。

また、下記に該当しないことを役員全員で確認した。

役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体 (法第 20 条第 1 項第 6 号)

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

(2) この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)の欠格事由に相当する者

以上

議事録については定款第40条第2項に従い、出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

平成30年9月29日

理事長

出口正之

監事

島田牧子

原本に相違ありません。

平成 30 年 9 月 13 日

一般財団法人 人民都大阪休眠預金等活用団体 第 1 回理事会

議事録

1. 日時 平成 30 年 9 月 11 日 (火) 午後 1:30～3:15
2. 場所
関西大学千里山キャンパス
関西大学会館 3 階「理事監事室」
大阪府吹田市山手町 3 丁目 3 番 35 号
3. 出席予定者
理事 池内啓三、金井宏実、出口正之、監事 島田牧子
4. 審議事項
 - 第 1 号議案 臨時評議員会招集に関する件
 - 第 2 号議案 規程の決定に関する件 (別紙 1)
 - 第 3 号議案 コンプライアンス担当理事の選任の件
 - 第 4 号議案 休眠預金等指定活用団体の申請に関する件 (別紙 2)
 - 第 5 号議案 民間公益活動促進業務規程に関する件 (別紙 3)
 - 第 6 号議案 準備行為実施計画及び同予算 (平成 31 年 3 月 31 日まで) に関する件 (別紙 4)
 - 第 7 号議案 業務実施計画 (2019 年度～2023 年度) に関する件
 - 第 8 号議案 公益認定申請に関する件
 - 第 9 号議案 内閣総理大臣の指定を停止条件とする定款変更の案に関する件 (別紙 5)
 - 第 10 号議案 指定後の会計監査人の選定に関する件 (別紙 6)
 - 第 11 号議案 指定後の組織及び事務局に関する件 (別紙 7)
 - 第 12 号議案 指定後の借入れに関する件
 - 第 13 号議案 その他
4. 参考資料
 1. 定款 (別紙 8)
 2. 設立趣意書 (別紙 9)
 3. ホームページ (別紙 10)

【開会】

理事長の出口より、本日、設立登記となり、本理事会は定款第 37 条第 2 項により開催することになった旨を宣言し、続いて定款第 32 条第 2 項により、設立時の代表理事（理事長）である出口が議長となった。本理事会は理事 3 名のうち 3 名が出席しているので有効に成立したことを宣言した。

1. 第 1 号議案臨時評議員会招集に関する件。

臨時評議員会の招集については、定款第 21 条に「理事会の決議に基づき理事長が招集する。」とあり、9 月 28 日午後 6 時 30 分。場所は大阪府大阪市北区堂島 1 丁目 2-9 金井重要工業で実施の評議員会招集を全員一致で決議した。また、同日午後 4 時から同所にて第 2 回理事会を開催する。

2. 第 2 号議案 規程の決定に関する件（別紙 1）

評議員会運営細則、理事会運営細則、倫理規程、コンプライアンス規程、情報公開規程、財産管理規程、事務局運営組織規程、アライアンス・アドバイザー規程、特別利益供与防止規程、内部通報制度に関する規程、不正行為・利益相反防止規程、個人情報保護規程その他の規程に議論して、すでに任意団体のときから使用していた個人情報保護規程及びコンプライアンス規程以外は継続審議となった。

3. 第 3 号議案 コンプライアンス担当理事の選任の件

コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当理事を池内理事とした。選任理由はコンプライアンスについて学校法人理事長として豊富な経験があることによる。

4. 第 4 号議案 休眠預金等指定活用団体の申請に関する件（別紙 2）

本財団は内閣府の休眠預金等指定活用団体に申請することを全員一致で決議した。なお、内閣府は申請日時についてアポイントメントを取るようインターネットで公開しているため、10 月 3 日午後 10 時 30 分に出口理事長と島田監事とで申請書を持参することになった。なお、評議員の中にも同行可能なものがあれば、同行を願うことになった。

5. 第 5 号議案 民間公益活動促進業務規程に関する件。

科学研究費の間接費に相当する部分を民間公益活動促進業務規程に入れること等大筋について合意の上、細部を極める継続審議とし、9 月 28 日の第 2 回理事会で最終決定とすることになった。

6. 第 6 号議案 準備行為実施計画及び同予算（平成 31 年 3 月 31 日まで）に関する件

大筋について合意の上、細部を極める継続審議とし、9 月 28 日の第 2 回理事会で最終決定

とすることになった。

7. 第7号議案 業務実施計画（2019年度～2023年度）に関する件

大筋について合意の上、細部を極める継続審議とし、9月28日の第2回理事会で最終決定とすることになった。

8. 第8号議案 公益認定申請に関する件

公益認定の制度の趣旨からいえば、当然、指定活用団体は公益法人であるべきなので公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第4条に基づき内閣府を行政庁として公益認定を申請することを全員一致で決議した。

9. 第9号議案 内閣総理大臣の指定を停止条件とする定款変更の案に関する件

原案通り決議した。なお、名称は民都大阪民都大阪休眠預金等活用団体から日本休眠預金等活用団体に変更、事務所も定款上大阪市としてあるので、その範囲で移転する。さらに、公益認定においても定款変更の案をするので、内閣府からの指摘による軽微の変更がありうることを確認した。

10. 第10号議案 指定後の会計監査人の選定に関する件

一般法第177条で準用する法第73条の規定に、評議員会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容は監事が決定するとされていることから、理事長の指示により島田監事から議案の内容と議案決定権行使に至るプロセス及び理由について説明を行った。

即ち、公募手続（提案要領等の日本公認会計士協会近畿会のウェブメールによる告知及び当法人ホームページに掲載）を実施し、応募があった「ひびき監査法人」（本部：大阪府中央区所在）の会計監査業務の提案書（別紙6）について、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役の対応方針」に掲げる選定方針を参考として、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に掲げる選定基準項目に準じて提案書の内容を検討した。その結果、ひびき監査法人は大規模監査法人ではないものの、大阪では大規模監査法人に次ぐ規模であり、40社近くの上場企業の法定監査を受嘱し、その他に公益財団法人や金融機関（信用金庫）の監査も受嘱しており監査の実績は十分であること、その他、監査法人の概要（品質管理体制、欠格事由、独立性）に問題はなく、監査の実施体制等も当法人の指定後の事業内容に十分対応できるものであること、監査報酬見積額、特に一日単価についても大規模監査法人より1～2割程度低い価格水準と考えられること（なお、監査見積日数については、現段階では当法人の業務や組織の規模が不明な中での仮の見積日数であり、今後の当法人の事業展開と規模に応じて適正日数に見積りし直す必要があることに留意）等から、このひびき監査法人を会計監査人候補者として選定し評議員会に提出する議案内容として決定したい旨説明を行った。理事長及び理事から賛同を得た

め、島田監事は、このひびき監査法人を会計監査人候補者とする評議員会議案内容を決定した。

1 1. 第 11 号議案 指定後の組織及び事務局に関する件

別紙 7 に従って、理事長より以下の原案の説明があった。

望ましいとされた事務局の規模は 20 名であるが、仕事量を精査したところ、当初より 20 名置く必要はないために、当初はガバナンスのしっかりとした体制を敷くとともに効率的な業務を実施する体制としたい。また、直雇いの職員だけではなく、遠隔での共同作業となる業務。また、議員立法の国会審議の議事録、休眠預金等審議会の議事録、パブリックコメントの内容を全て承知している理事長が、当面は事務総長として事務局を直接統括していくことを説明し、継続審議となった。

また、事務所については、天満橋の OMM ビルの空き部屋を想定して、レイアウトを作成したが、当該の部屋は別のテナントにおさえられてしまった。指定前に契約まで不可能であることがわかった。そこで、レイアウトを生かしながら、不動産データから合理的な坪単価を算出し、賃料の見込みを出すこととなった。同時に各役員が個別の情報を集め、いつ指定されても瞬時に事務所を借りられる体制を整えることにした。また、レイアウトの中に、「育児スペース」を設けた理由は、子どもを連れた通勤が不可能なのは東京くらいであり、地方のライフスタイルとして範を示し、子育て中の親が仕事ができるようにするためのものである。

「育児スペース」については、事故の場合の責任の所在などの問題もあり、名称の検討や使用規程などの必要性の指摘があり、継続審議となった。

1 2. 第 12 号議案 指定後の借入れに関する件

休眠預金の交付金は指定された場合に、来年度の秋に交付予定である。指定後から交付までの期間に必要な経費は一部を除いて、交付金から支給可能であるが、人件費、事務所費、備品費などの費用のために、その間は借入れが必要である。定款第 12 条にこの法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の承認を受けなければならないとある。指定がいつ行われるか分からないために、指定後、すぐに借入に取り掛かる必要があるため、「指定後」という条件を付けて定款 12 条の承認は現時点で行った。

【その他】

申請にあたり、任意団体のときから個人情報を収集するにあたっては暫定的に本日審議した個人情報保護規程（案）に従った取り扱いをする旨とともに依頼をした。なお、指

定後の評議員、会計監査人については、次回の評議員会において、指定後の重要な使用人については次回の理事会において指定を受けることを停止条件として選任することになる。

定款附則第3項に「当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる」設立時、設立時事業計画、設立時収支予算の報告を行った。

議事録については定款第40条第2項に従い、出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

平成30年9月13日

理事長

監事

出口正

島田牧

原本に相違ありません。